

【非常災害対策計画書】

ライフ長崎事業所

(放課後等デイサービス)

ライフ長崎事業所 防災計画

第1章 総 則

1 目的

この計画は、ライフ長崎事業所における防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員における防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、防災のための体制整備や被害の防止と軽減を図ることを目的とする。の安全を確保し、防災のための体制整備や被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

2 立地環境

本施設は海岸までの距離直線にして約 2.7 km、海拔 25～30m。河川までの距離直線にして約 4.8 kmに位置しています。

地震が発生した場合は指定の避難場所へ避難する。災害発生時において迅速かつ適切な行動が取れるよう、日ごろから職員一人ひとりが防災意識を高めることによって災害に備えるものとする。

3 災害時の避難場所

(1) 北公民館

所在地 長崎市千歳町 5-1

電話 095-845-6362

(2) 住吉中央公園

所在地 長崎市住吉町 2

※浸水及び地震が発生した場合は、指定の避難場所へ避難を行う。

4 災害に関する情報入手方法、避難準備情報

発表された防災気象情報は、テレビやラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて情報を入手します。

5 避難方法

(1) 自立歩行が可能な方

職員が利用者を施設の玄関まで、避難経路に沿って誘導し施設外へ避難していただく。

(2) 手引き歩行が可能な方

職員が利用者を施設玄関まで避難経路に沿って手引き歩行で誘導し、避難していただく。

(3) 歩行困難者

車いすを使用して避難経路に沿って誘導し避難していただく。

6 避難開始時期

(1) 避難準備情報が発令したら、避難行動要支援者（災害時要援護者）等で特に

避難行動に時間を要するものは緊急避難場所へ避難を開始する。避難行動要支援者以外の者は、家族との連絡、非常用持ち出し品の用意、避難準備を行う。

- (2) 避難勧告が発令されたら、避難行動要支援者以外の者が、緊急避難場所へ避難行動を開始する。
- (3) 避難指示が発令されたら、避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了する。未だ避難していない者は、直ちに避難行動に移るとともに、生命を守る最低限の行動をとる。

第2章 平常時の対策

1 体制の整備

(1) 役割分担

災害が起きた場合に備え、総括責任者の下に情報収集・連絡班、避難誘導・安全対策班を定め、役割分担表を作成する。

(2) 召集・連絡体制

災害時に従業員の召集が速やかに行えるよう、緊急連絡網を作成する。また、関係機関へ連絡を速やかに実施するため、防災関係機関等緊急連絡先一覧表を作成する

2 災害時の避難の要否・避難方法に係る基準等

(1) 避難の基準

事業所の外へ避難する場合の判断基準を作成し、年に1回見直す。

(2) 避難方法等

災害種別に応じた「避難場所」、「避難経路」、「避難方法（手段）」を定め、年に1回見直す。

(3) 利用者情報等

避難時にすぐに持ち出すことができるように、利用者の氏名、年齢、家族の連絡先、介護内容等を記載した施設利用者一覧表を作成しておく。

3 防災設備等の確認

(1) 情報の管理

利用者情報等の重要データは、毎日、バックアップし、災害からの損壊・損失を防ぐ。

(2) 防災設備について定期的に点検を行う。

4 防災訓練等

(1) 防災訓練

災害が起こったときに迅速に行動するために、マニュアル等に基づき避難訓練を年に2回実施する。

- (2) 防災教育の実施
災害が起こったときに、職員があらかじめ定められた役割分担のもと行動できるよう防災や災害の基礎知識等について研修を実施する。
- (3) 防災計画の見直し
防災訓練を実施した結果や防災教育等で培った知識・情報等を踏まえ、随時、施設の防災時、施設の防災計画の見直しを行う。

第3章 火災への対応

- 1 火災発生時の対応
 - (1) 大声で周囲に知らせるとともに非常ベルのボタンを押す。
 - (2) 現場に急行する際は、消火器等を携行する。
 - (3) 消防通報装置の作動や119番通報する。
- 2 初期消火
 - (1) 消火器や屋内消火栓設備等を使って初期消火を行う。ただし、消火できないと判断したときは、火災となっている部屋の扉を閉めて避難する。
- 3 避難誘導等
 - (1) 方法
 - (ア) 施設内の設備等を使って火災の発生を知らせ避難誘導を行う。
 - (イ) 避難場所を決定し火元から近い人を優先し避難を開始する。
 - (2) 避難状況等の確認
 - (ア) 避難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等を確認する。
 - (イ) 消防へ「出火場所」、「避難状況」、「逃げ遅れた利用者」等の情報を提供する。
 - (3) 負傷者の手当・病院への搬送
利用者がケガ等をしていないか、体調を崩していないか確認し、応急処置等を行なう。病院等の受診が必要と思われる者については、病院への搬送を行う。

第4章 風水害（大雨・台風等）への対応

- 1 風水害への対応
 - (1) 事前の準備
 - (ア) 転倒すると危険なものは予め倒したり、撤去する。
 - (イ) 出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する。

- (ウ) 浸水の恐れがある建物は、必要に応じて土嚢や止水板を設置する。
- (エ) テレビ、ラジオ、インターネットなどで気象庁が発表する大雨や台風に関する気象情報収集する。

2 警戒体制等の確立

- (1) 責任者は、あらかじめ定めた組織編制に従って、体制を確保する。
- (2) 設周辺を見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象が施設周辺を見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意する。風雨が激しい段階では職員の安全に配慮し、見回りは控える。
- (3) 避難の準備を行う。

3 避難

- (1) 避難の決定責任者は、施設の状態、施設周辺の状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難を決定する。施設内に避難する場合は、利用可能な器具、備蓄品等を利用して、利用者の安全を確保する。
- (2) 避難の実施
あらかじめ定められた避難場所・避難経路の中から最も安全な場所・経路を決定し避難を開始する。避難を開始したら、再び施設内には戻らない。
- (3) 避難状況等の確認
避難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等の人数を確認する。
- (4) 負傷者の手当・病院への搬送、利用者がケガ等をしていないか、体調を崩していないか確認し、応急処置等を行なう。病院等の受診が必要と思われる者については、病院への搬送を行う。
- (5) 家族等への連絡・引継ぎ
被害予想に基づき、施設復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。
- (6) 施設の再開
施設や施設周辺の安全性を確認し、施設の早期再開を目指す。

第5章 地震への対応

1 地震発生時の対応

- (1) 揺れがおさまるまでは、身の安全の確保に努める。
- (2) 揺れがおさまったら、利用者が安全に避難できるように窓や戸を開け、出口を確保するなど速やかに行動をとる。
- (3) 火元の点検やガスの元栓を閉めるなど出火防止のための措置をとる。
- (4) 建物や設備の損壊状況を確認し、危険箇所等があれば立ち入らないように指示する。

2 利用者・職員の安否確認等

責任者は、その所在を職員に明らかにし、利用者の安否確認を行ないながら、利用者の体調等の確認を行なう。

3 体制の確保等

- (1) ラジオ・テレビ、インターネット等から正確な情報を入手する。
- (2) 責任者は、あらかじめ定めた組織編制に従って、体制を確保する。
- (3) 救護活動や備蓄してある物資の点検を行い、避難の準備を行う。

4 避難

(1) 避難の決定

責任者は、施設の状態、施設周辺の状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難を決定する。

(2) 避難の実施

あらかじめ定められた避難場所・避難経路の中から最も安全な場所・経路を決定し避難を開始する。避難を開始したら、再び施設内には戻らない。

(3) 避難状況等の確認

難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等の人数を確認する。

(4) 負傷者の手当・病院への搬送

利用者がケガ等をしていないか、体調を崩していないか確認し、応急処置等を行なう。院等の受診が必要と思われる者については、病院への搬送を行う。

(5) 家族等への連絡・引継ぎ

被害予想に基づき、施設復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。

(6) 施設の再開

施設や施設周辺の安全性を確認し、施設の早期再開を目指す。

附則

この計画は、2019年4月1日から施行する。

2020年7月1日改定